

総務文教常任委員会

H 2 5 . 2 . 2 0 (水)

午前 1 0 時 0 0 分 ~

第 3 委員会室

1 開 議

2 日程説明

3 事件

○ 行政報告

【政策推進室】

- ・ 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定について

【企画管理部】

- ・ 公契約条例に関する請願採択に係る取組について

【教育部】

- ・ 亀岡市教育振興基本計画（案）について

4 その他

○ 請願審査に係る今後の流れについて

○ 次回の委員会について

- ・ 3 月 1 日（金）午後（幹事会、議会運営委員会終了後）
- ・ 正副委員長の互選

亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係例規の整備について

1 暴力団を排除する事務事業

暴力団員等を利用することとなるすべての事務事業

- (1) 法令等に定める基準による許認可等（許可、認可、免許その他の何らかの利益を付与する処分をいう。）
- (2) 補助金等の交付
- (3) 事業の用に供する資金の貸付け
- (4) 市有資産の貸付け、交換、譲渡、出資の目的、信託、若しくは私権の設定又は地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用の許可
- (5) 契約の締結（入札参加者資格等の登録を含む。）
- (6) 行事等の後援・共催
- (7) その他暴力団員等に不当な利益となるおそれがある事務又は事業

ただし、次のものは除く。

【例外事項】

- (1) 事務又は事業の対象が限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。
- (2) 事務又は事業の内容から暴力団に利益を与えるものとならないもの。
- (3) 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。
- (4) 事務又は事業の各種届出で、行政手続上、形式的要件に合致すれば、排除対象者であるか否かを問わず受理しなければならないもの。
- (5) 排除措置を行うことが、事務又は事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害するおそれがあるもの。
- (6) 災害時等緊急を要するもの。

2 具体的な事務事業及び関係例規

事務事業 の区分	事務事業の内容	所管課	関係例規名	
(1)各種許可等	土地の埋立て等の許可	環境政策課	条例	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例
	小規模修繕工事希望者の登録	契約検査課	告示	亀岡市小規模修繕工事希望者登録制度実施要綱
	下水道排水設備指定工事業者の指定	下水道課	規程	亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程
	市営住宅の入居、同居の承認、明渡し	建築住宅課	条例	亀岡市営住宅管理条例
	小集落改良住宅の入居、同居の承認、明渡し	建築住宅課	条例	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例
	特定目的住宅の入居、同居の承認、明渡し	建築住宅課	条例	亀岡市営特定目的住宅条例
	湯の花温泉供給施設の供給の許可	観光戦略課	条例	亀岡市湯の花温泉供給条例
(2)補助金等の交付	各種補助金・助成金の交付	財政課	規則	亀岡市補助金等交付規則
(3)資金の貸付	くらしの資金の貸付	社会福祉課	告示	亀岡市くらしの資金貸付規程
	住宅建設資金の融資	建築住宅課	告示	亀岡市住宅建設資金融資要綱
	住宅改良資金の融資	建築住宅課	告示	亀岡市住宅改良資金融資要綱
	水洗便所改造資金の融資あっせん	下水道課	規程	亀岡市水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する規程
	特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん	下水道課	告示	亀岡市特定環境保全公共下水道に係る水洗便所改造資金融資あっせん制度に関する要綱
(4)財産の貸付、使用等	地方自治法の規定による普通財産の貸付け、交換、売払い、譲与等	会計課	条例	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
	物品の貸付け、交換、譲与			
	地方自治法の規定による行政財産の使用の許可	会計課	規則	亀岡市財務規則
	市民ホールの使用許可	総務課	規則	市民ホール使用規則
	学校施設の目的外使用の許可	教育総務課	条例	亀岡市立学校施設使用条例
	ガレリアかめおかの目的外使用の許可	市民協働課	告示	ガレリアかめおか目的外使用許可取扱要綱
	亀岡会館の目的外使用の許可	市民協働課	告示	亀岡会館目的外使用許可取扱要綱

事務事業 の区分	事務事業の内容	所管課	関係例規名	
	上下水道事業用行政財産の目的外使用の許可	営業課	規程	亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程
	上下水道部庁舎の目的外使用の許可	営業課	規程	亀岡市上下水道部庁舎管理規程
	病院事業用行政財産の目的外使用の許可	病院総務課	規程	亀岡市病院事業用行政財産使用料規程
	道路法の規定による占用の許可	土木管理課	条例	亀岡市道路占用料徴収条例
	河川法の規定による流水の占用、土地の占用、土石の採取の許可	土木管理課	条例	亀岡市河川占用料徴収条例
	都市公園法の規定による制限行為及び占用の許可	都市整備課	条例	亀岡市都市公園条例
	下水道法の規定による制限行為及び占用の許可	下水道課	条例	亀岡市下水道条例
	農業公園の目的外使用等の許可	農林振興課	条例	亀岡市農業公園条例
	法定外公共物の制限行為及び占用の許可	会計課	条例	亀岡市法定外公共物管理条例
	下矢田みどりの郷広場の制限行為及び占用の許可	環境政策課	条例	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例
	亀岡駅自由通路の占用の許可	政策推進課	条例	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例
(5)契約の締結	入札参加資格の登録及び停止	契約検査課	告示	建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請について
			告示	物品に関する指名競争入札参加資格及び審査等に関する要綱
			告示	測量・建設コンサルタント等の入札参加資格、資格審査の申請及び業者選定に関する要綱
			告示	亀岡市物品等供給契約に係る指名停止等措置要綱
			告示	亀岡市指名競争入札等における業者の指名停止措置要綱
(6)行事等の後援、共催	行事等の後援又は共催等	各課		(なし)
(7)その他不当な利益	広告の掲載	夢ビジョン推進課	規則	亀岡市広告掲載規則

3 例規整備の内容

(1) 排除条項の追加

事務事業の根拠又は基準等を定める例規（条例、規則、告示、規程）に暴力団を排除する規定や基準を設ける。

【例①…不許可】

第〇条 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成 24 年亀岡市条例第 24 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等に対し、〇〇〇の許可（承認）をしてはならない。

【例②…許可の取消し】

第〇条 市長は、使用者が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したときは、許可（承認）を取り消すことができる。

【例③…監督処分を経過措置適用】

附 則
（経過措置）

○ 市長は、施行日前にこの条例による改正前の条例第〇条の規定による許可を受けた者が、改正後の条例第〇条の暴力団員等に該当するときは、改正後の条例第〇条に規定する処分をし、又は措置を命じることができる。

(2) その他

ア 提出書類の追加

事務事業の手続等を定める例規に、必要に応じ、暴力団員等でない旨の誓約書及び構成員、役員、使用人等の名簿の提出を求める条項を設ける。

イ 様式の制定又は改正

事務事業の手続等を定める例規に、必要に応じ、誓約書及び名簿の様式を定め、又は申請書等の既定の様式に必要な事項を加える。

4 3月定例会の提案条例について

(1) 「亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」により一括改正する条例

事務事業の区分	条例名	事務事業の内容	排除の内容
(1)各種許認可等	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例	土地の埋立て等の許可	不許可 取消し
	亀岡市営小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例	小集落改良住宅の入居、同居の承認、明渡し	不許可 取消し
	亀岡市営特定目的住宅条例	特定目的住宅の入居、同居の承認	不許可 取消し
	亀岡市湯の花温泉供給条例	湯の花温泉供給施設の供給の許可	不許可 取消し
(4)財産の貸付、使用等	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	地方自治法の規定による普通財産の貸付け、交換、売払い、譲与等	不許可
	亀岡市立学校施設使用条例	学校施設の目的外使用の許可	不許可 取消し
	亀岡市道路占用料徴収条例	道路法の規定による占用の許可	不許可
	亀岡市河川占用料徴収条例	河川法の規定による土地の占用、土石の採取の許可	不許可
	亀岡市下水道条例	下水道法の規定による制限行為及び占用の許可	不許可
	亀岡市農業公園条例	農業公園の目的外使用等の許可	不許可 取消し
	亀岡市法定外公共物管理条例	法定外公共物の制限行為及び占用の許可	不許可 監督処分
	亀岡市下矢田みどりの郷広場条例	下矢田みどりの郷広場の制限行為及び占用の許可	不許可 監督処分
	亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例	亀岡駅自由通路の占用の許可	不許可 取消し

(2) 個別改正の中で暴力団排除条項を追加する条例

事務事業の区分	条例名	事務事業の内容	排除の内容
(4)財産の貸付、使用等	亀岡市都市公園条例	都市公園法の規定による制限行為及び占用の許可	不許可 監督処分

公契約条例に係る庁内検討委員会経過報告書の概要

公契約条例をめぐる動き

《国等の動き》

1949年（昭和24年）に採択されたILO（国際労働機関）第94号条約「公契約における労働条項に関する条約」が約60ヵ国において批准されている。

わが国では、「公契約履行のための業務であるか否かを問わず、民間部門の賃金その他の労働条件は、関係当事者の労使間で合意されるべきものであり、労働基準法違反の場合を除き、政府が介入するのは不適當であろう」として、ILO第94号条約の批准並びに条約の趣旨を盛り込んだ公契約法の制定はされていない。

《京都府の動き》

○府議会での『賃金の底上げを図るべく公契約条例の制定を求める』質問に対する知事答弁

『賃金や労働条件は、公契約のみならず私契約も含めて、ナショナルミニマムを作っていくのが基本』であり、『公的な事業だけ賃金が高いというのは、違和感がある。』として、『条例によることなく、公契約大綱として取りまとめる』と答弁。（平成24年2月定例会）

○公契約についての基本的な考え方や具体的な取組みを分かりやすく示す公契約の「大綱」を取りまとめ、平成24年5月に「公契約大綱」を公表し、同年9月から運用されている。

※「公契約大綱」には最低賃金や労働条件を定める項目は明記されていない。

《他の自治体の動き》

○平成21年9月 千葉県野田市が、国に法制定を要望してきたが何の対応もされないことに対し、先鞭をつけ、地方が動くことにより国を動かすことができればと、全国で初めて公契約条例を制定した。

○神奈川県川崎市が政令指定都市では初めて公契約条例を制定。（平成22年12月）

○現在、最低賃金を定める公契約条例を制定している自治体は、全国で7自治体。

○最低賃金を定めずに労働関係法令の遵守等公共調達の基本理念を定めた自治体は3自治体。

○条例によらず、大綱、要綱等を定め、公契約に関する施策を実施している自治体もある。

《本市の動き》

○平成23年12月定例市議会において「公契約条例に関する請願」が全員賛成で採択される。

○平成24年8月「亀岡市公契約条例に係る庁内検討委員会」を設置し、公契約条例に係る調査・研究の取り組みを行う。

【庁内検討委員会における研究】

- ①検討委員会の開催（6回）
- ②先進自治体への視察及び情報収集
- ③関係行政機関、団体からの情報収集
- ④公契約条例についてのアンケートの実施

課題・問題点

- ①条例で規定する最低賃金額の設定が、自治体によって考え方や拠り所とする基準が異なっている。
明確な根拠や妥当性を示すために、相当慎重な審議を要するとともに、説明責任も伴う。
- ②条例により、適切な労働条件、労働環境の確保を検証するには、実務上の限界がある。
- ③条例制定により非常勤職員の賃金や指定管理料の増額が生じた自治体がある。
条例事務を所管する部署の職員増と合わせ、費用負担の増加も慎重に検討する必要がある。
- ④条例制定を議会に提案し、否決または継続審議となった自治体がある。
- ⑤自治体独自で条例により労働関係法令の遵守や、事業所に労働環境等の改善を指導することは、国の所掌事務に抵触する恐れがあり、請願で求められるチェック機能を自治体において構築するには、一定の限界がある。
- ⑥事業者用アンケートでは、事業者の事務負担増になる等、条例制定に反対する意見が多数寄せられた。
- ⑦亀岡建設業協会から、公契約条例制定に強く反対する旨の要望書が提出された。

現時点での庁内検討委員会の考え方

- ①労働者の賃金や労働条件は、労働基準法をはじめとする労働関係諸法令に基づいて、労働者と事業者間で適切に対応されるべき問題である。また、契約自由の原則を基本とする中で労働条件に介入するのは「法律」によるべきであり、地方公共団体における労働条件への指導等には限界がある。
- ②京都府内の一自治体として、公契約条例の取り扱いについても、京都府の取組みを踏まえて対応していくことが望ましいと考える。
- ③条例化を進めるには事業者の理解と協力が不可避であり、多くの課題や反対意見を残したまま条例化を急ぐことは、事業者へ悪影響を及ぼし、それが労働者へ波及することも想定される。
- ④実現可能な具体施策を着実に実行することで、請願の趣旨が実現できる方策の検討を行うべきと考える。

今後実施していく具体施策

- (1) 労働者の労働条件、労働環境等の確保
 - 契約書条項又は仕様書に労働関係法令等遵守についての規定等を明記する。
 - 受注者から労働関係法令を遵守する旨の誓約書の提出を求める。
 - 建設工事入札参加資格審査申請時に、保険・年金加入状況のチェックを厳格化するとともに工事完了検査時に施行体制台帳により加入状況を確認する。
 - 適用が可能な業務委託契約について長期継続契約の活用を図っていく。
 - 公契約による事業に従事する労働者の相談窓口の設置を検討する。
- (2) 事業者への啓発と育成
 - 建設工事等の発注に際して、地元業者の受注拡大に努める。
 - 労働者の労働条件や労働環境の確保、元請下請関係の適正化等に向けた業者研修を実施する。
 - 事業者が行う労働安全衛生に関する教育や研修等の取り組みを工事成績評定書において評価する。
- (3) 入札制度の改善等
 - 総合評価競争入札方式の導入を図り、労働者の労働条件等に関する評価項目を検討する。
 - 低価格入札による労働者へのしわ寄せを防止するため、警備、清掃等人件費が大半を占める業務委託契約について最低制限価格の活用を検討する。
 - 本市職員に対し、公契約の履行にあたっては、適正な労働条件の確保が必要である旨の認識を共有化させる等、職員の意識向上に努める。

施策の運用にあたっては、要綱等によるルール化を目指す。

請 願 文 書 表

(23年12月定例会)

受理 番号	受理月日	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	要 旨	所管委員会
11	11月30日	公契約条例に関する請願	京都市上京区今出川通新町西 入弁財天町332番地 京都府社会保険労務士会 会長 内藤 信之 京都府社会保険労務士政治連盟 会長 堀谷 義明 ほか1名	明田 昭 湊 泰孝 馬場 隆	(請願趣旨) 地方自治体は、公共サービスの効率化、コストダウンの要請が高まり、民間事業者への公共工事及び委託における低価格・低単価の契約・発注が増大しています。事業を受託している企業や事業所も、受注額の引き下げを受忍せざるを得ない状況におかれています。 この結果、受注企業は最大経費である人件費削減に及び、このしわ寄せを受けた労働者は、働いても生活が成り立たない、いわゆる官製ワーキングプアが多数生まれ、生活保護世帯が著しく増加し、さらに地方公共団体の財政を圧迫する要因となっているという悪循環を打開するため、公契約条例の制定を請願するものです。 (請願事項) 行政が民間企業と公契約を締結する際には、民間企業の財務状況だけでなく、労働者の賃金、社会保険の適用状況、時間外・休日・深夜割増賃金の支払、有給休暇の取得および健康診断の受診状況など労働者の労働条件すべてにおいて法の遵守を求め、これらをチェックする仕組みを構築しなければなりません。 この仕組みをルール化した公契約条例の制定を請願します。 地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。	総務文教 常任委員会

2 公契約条例に関する請願等京都府下の状況

都市名	公契約条例制定 請願等採択状況	請願(陳情)者等	請願日 (陳情)	議会の対応	その他
京丹後市	「公契約法制定を求める意見書」の採択を求める陳情書	公契約問題丹後懇話会	H11.11.30	H11.11.30総務常任委員会付託 H11.12.22趣旨採択	
宮津市	なし				
舞鶴市	なし				
福知山市	なし				条例制定 市長マニフェスト
綾部市	なし				
南丹市	なし				
向日市	公契約における公正な賃金・労働条件の確保を求める意見書	議員	H21.6.24	原案可決	
	公契約の契約制度のあり方に関する条例の制定について(公共工事における賃金等確保条例)	議員	H22.3.9	H22.3.24否決	
長岡京市	なし				
宇治市	宇治市の公契約における適正な労働条件の確保を図る条例を制定するについて<議員提案>	特定会派(共産、社会)議員提案	H22.9	H22.9月定例会否決	
	請願等は、なし				
八幡市	なし				
城陽市	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書の採択を求める請願	全京都建築労働組合洛南支部長	H21.12.24	不採択	
	公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書(議員提出)		H22.3.29	原案可決	
京田辺市	なし				
木津川市	なし				
亀岡市	公契約条例に関する請願	京都府社会保険労務士会会長 内藤信之 他2名	H23.11.30	H23.12.21 採択 (全員)	
京都市					条例制定 市長マニフェスト

公契約条例に係る調査研究経過報告書

平成25年1月

亀岡市公契約条例に係る庁内検討委員会

(総務文教常任委員会提出資料 平成25. 2. 20)

かめおかほっかほか教育ビジョン

《亀岡市教育振興基本計画》

—概要 (案) —

亀岡市教育委員会

平成25年2月